

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2022

The Liaison Committee on Lost Korean Cultural Properties in Japan 한국/조선 문화재 반환문제 연락회의

編集・発行：韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 2022年6月1日 No.11

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-31-401 ☎03-3237-0217 Fax03-3237-0287 頒価＝300円(送料100円)

E-mail : kcultural_property@yahoo.co.jp <http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html>

郵便振替：00140-9-607811「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」(年会費=個人2000円・団体5000円・賛助会費=10,000円)

【2021-2022の動きと課題】

遅々とした歩みの中で、新しい言葉を紡ぐ努力と模索と議論の継続を

■コロナ、ウクライナで世界が揺れ動く中で

コロナ禍の不安で窮屈な毎日が長引く中、ロシアのウクライナ侵攻が始まり、3ヶ月が経過しました。時計の針を前世紀に戻したような殺戮と破壊は許すことのできない暴挙です。ウクライナの博物館・美術館関係者は文化財を疎開させ、移動できないものは市民とともに覆いをかけたり、防御・緩衝のための工夫を重ねていると報じられています。500万人を超える難民、750万人に達する国内避難民、世界の安全保障、エネルギー、経済環境の想定を超えた大きな変化に、国際社会が浮足立っています。文化財返還問題に取り組む私たちの果たすべき役割は、命の犠牲と文化財の犠牲を出さないよう訴え続けることでしょう。

■「瑕疵文化財」の新しい提言を受けて

コロナ禍でも積極的な発信を続けてきた会員の五十嵐彰さんの提言が注目されています。2～3頁に要旨をまとめていただきましたが、「瑕疵文化財」という新しいキーワードを考案され、より広い視野から歴史的な文化財返還問題を考察しようとの提言です。

「略奪」「収奪」という表現に抵抗のある方も、「瑕疵文化財」は受け入れ可能か、奪われた側にも、奪った側にも、あまり気にしていなかった方にも、納得できる用語となるのか、議論を深めたいと思います。

■「文化財」か「国家遺産」か？の問い

ウクライナで戦火が続く中、内外でナショナリズムが高まる傾向にあります。韓国では「文化財」という用語を「国家遺産」に改める決定が政府で行われたと報じられています(⇒14頁参照)、率直に違和感があります。対馬盗難仏像返還問題でもあらわになった「文化財ナショナリズム」を克服しないと、文化財の返還はスムーズに進まないのではないかと懸念されます。一方が「愛国」「国家」を強調すれば、相手もまた対抗して「愛国的」「国家的」志向に傾き、対立・紛争は激化します。「文化財」が帰属すべきは「国家」なのかどうか？「国家」が「文化」にお墨付きを与える傾向が強まるのではないかとetc.・・・慎重で丁寧な議論が必要と思われまます。

■中国文化財の返還運動にも注目

日本にある中国文化財の返還運動も新たに始まりました。今号では、鄧捷さんに寄稿していただきました(⇒4-6頁)。模索を重ねながら、アジアでの文化財返還モデルがつくられていくよう注目・期待します。

■遺骨返還問題も「負の歴史」の清算

文化財の返還問題と並んで返還問題が近年浮上しているのが、研究者らが持ち出した先住民の遺骨の問題です。日本でもアイヌ、沖縄の人びとの遺骨を学術研究を目的にして持ち出した件が問題になり、北大・東大などはアイヌの遺骨を返還、沖縄の遺骨を保管する京大は裁判で訴えられています。4月22日京都地裁は、沖縄県出身者らが京大に遺骨返還を求めた訴訟の判決で、請求を棄却しましたが、原告らは控訴し、争いは続きます。

インドネシアでは遺骨の搬出も文化財保護法で規制されていますが、過去に力を背景に被抑圧者側の貴重な文化財や祖先の遺骨が奪われ、不当に扱われてきたことは事実です。「負の歴史」に向き合い、過ちは認め、適切に対処することが求められていると痛感します。

■時間のかかる変化・返還への動き

2017年にマクロン仏大統領が西アフリカで言明したベナンへの文化財返還が、昨年ようやく実現し、今年130年ぶりにベナンで展示されました(⇒15頁参照)。

この1年で日本と韓国双方の政権が変わり、最悪と言われ続けてきた日韓関係を改善しようとの機運も双方に見え始めています。一気に進まないでしょうが、過去数年よりポジティブな動きが出てくる可能性はありそうです。対馬盗難仏像をめぐる大田高等法院での控訴審も判決間近かとみられます(⇒13頁参照)。おそらく、その後も大法院までもつれこむと予想されますが、2012年10月の盗難事件発生からまもなく10年になります。早期の正当な解決を願います。

改めて基本的なコンセプトを整理し、キーワードを再定義し、広く文化財返還問題への理解を求めていく時期にさしかかっていると感じます。ご意見・ご提案もお寄せください。(世話人代表 有光 健)

「収奪文化財」は、「瑕疵文化財」である。

五十嵐 彰 (考古学方法論研究)

1. 傷の修復

文化財返還とは、<もの>に生じた「傷」を修復することである。その「傷」は、表面的には目に見えない。しかし、その<もの>がその<場>にもたらされた経緯を知ることによって明らかにされる。表面的に華やかで素晴らしい異国の文化財ほど、今ある<場>にもたらされた経緯に伴う深い「傷」がいくつも記されている。こうした目に見えない「傷」は、技術的な修復作業では、元の姿に戻すことができない。

「傷」の唯一の修復方法は、本来の所有者である「あるべき<場>」に戻すことである。

なぜ異国の文化財に、このような「傷」が生じるのか？ それは、私たちの<もの>に対する欲望である「物欲」が大きく作用している。<もの>に対する人間の欲望が国家レベルにまで高められて植民地あるいは戦時期といった特定の時代状況のもとで「国威の発揚」といった国家主義と結びつくことで、他国の文化財を大量に組織的に搬出・搬入することになる。

2. <もの>に込められたメッセージ

<もの>には、作られた時に製作者によって、あるメッセージが込められている。そのメッセージが製作者の意図通りに受け取られることもあれば、製作者の意図を逸脱して流通していく場合もある。

日用品のようにありふれた単純な<もの>については、メッセージがそのまま受け取られている。しかし「歴史上・芸術上の価値が高いもの」あるいは「世界文化の上から価値の高いもの」といった価値づけがなされると、そうした「文化財」は当初の製作者が付与したメッセージから次第に逸脱していく。何よりもこうした「価値づけ」という行為そのものが、ある種のメッセージをその<もの>たちに与え、その<もの>を見る私たちも、そうしたメッセージを無意識に受け取ることになる。

3. 「略奪文化財」から「収奪文化財」へ

従来の用語である「略奪文化財」の「略奪」とは、暴力的に他者の所有する<もの>を当時の法律に反して、すなわち「不法」に奪い取ることである。

「流出文化財」という人もいるが、それらの<もの>は津波で流されて今ある<場>にもたらされたのではない。ある<ひと>がある意図をもって本来の所有者の意思に反して、今ある<場>にもたらしたのである。

「不法」の反対語は、「合法」である。だから「正当」であったということが言われてきた。しかし「合法」であったとしても、「不当」であるということがある。そうした「合法」であるが「不当」に入手した文化財は、「収奪文化財」と称すべきである。

「略奪」は「収奪」に含まれ、「不法」は「不当」に含まれる。私たちは、不法(illegal)と不当(unfair)ということの違いについて考える必要がある。

不法なのか合法なのかについては、明確な一線を引くことができる。それが、裁判所の下す判決である。しかし、本当の意味で問題が解決するには、不法か合法かという法律上の議論からさらに踏み込む必要がある。所有者自らが、現在の所有には道義的な問題があり、自分たちが所有していることが不当であると納得することが必要である。もちろん何が不当であり、何が正当なのかについては、法律のように明確な一線を引くことはできない。しかし、法律論を支える道徳論がなければ、本当の解決には至らないのではないか。法律論と道徳論のどちらが優先するかという二者択一ではなく、双方がそれぞれ補いながらあるべきあり方を目指さなければならない。

不法ではなくても不当であるという道徳上の罪については、長く不当な状態が継続すればするほど、その罪は法律上の時効概念のように消失するどころか、逆に増大する。それは、不当であると認定する道徳的な価値観や倫理概念そして人権思想が、時代の推移と共に強化されるからである。

4. そして「瑕疵文化財」へ

「略奪文化財」も「収奪文化財」も、どのようにしてそれらの<もの>を入手したのか、入手の経緯に基づく名付けである。それでは、そうした<もの>自体の性格に基づく名前はないだろうか？

私は、それらを「瑕疵文化財」と呼びたいと考えている。「瑕疵」とは、「傷」を意味する言葉である。「瑕疵物件」とは、不動産取引において何らかの問題を有する「訳アリ物件」である。「瑕疵文化財」とは、当該文化財を入手する経緯において何らかの不具合・欠陥・欠点すなわち不法ないしは不当な手段で入手した文化財であり、盗掘品・盗難品・戦利品であることを表す。盗品としての金銀錯狩猟紋鏡(永青文庫)・菩薩仏像頭部(根津美術館)あるいは戦利品としての石獅子(靖国神社・山県有朋記念館)・鴻臚井碑(宮内庁)の扱いについて考えなければならない。

あえて「瑕疵」という言葉を用いる理由は、不動産

業界で流通している瑕疵物件（事故物件）には、所有者に「告知義務」および「重要事項の説明責任」があるからである。瑕疵があることを知りながら告知あるいは説明を怠った場合は、宅地建物取引業法第35条・47条違反として当事者に対する罰則規定がある。同じように瑕疵文化財についても、それが瑕疵ある文化財であることを所蔵者は観覧者に告知する義務があり説明責任があるのではないか。そうした義務を果たさない所蔵者に対しては、何らかの罰則があって然るべきではないか。

5. <もの>と<場>

すべての<もの>には、それらが作られた<場>があり、ある場合には使われていた<場>があった。しかしある<もの>は、本来存在していた<場>から持ち出されて（搬出）、新たな<場>に持ち込まれた（搬入）。注意すべきは、<もの>が持ち運ばれた移動の動機である。他国に持ち運ばれたすべての外国由来の<もの>が問題なのではない。元の<場>である占領地や植民地から植民地宗主国・帝国本国に運ばれた収奪文化財は、元の<場>に戻されない限り、その瑕疵である傷が消失することはない。元の<場>に戻されることによって、初めて傷が癒されて、<もの>本来の価値が取り戻される。

しかし、元の<場>に戻されるにあたって、その<もの>がもたらされた時と同様に、暴力的あるいは不法・不当に戻されるのならば、それは決してその<もの>本来の価値が取り戻されることにはならない。むしろ収奪されることによって瑕疵文化財となった<もの>が、再び収奪されることによって二重の瑕疵が上書きされてしまう、言わば「重瑕疵文化財」となる。これが、対馬仏像問題の本質である。

6. 本当の文化財評価を

私たちは、文化財の外見的な評価や一面的な礼賛から脱皮して、その<もの>の入手経緯の正当性を加味した真の文化財評価を確立することが求められている。文化財と呼ばれている<もの>の外見的な評価ではなく、それに加えて、その<もの>がどのようにして、そこにもたらされたのかといった入手経緯の正当性を問う評価軸が必要である。

最近、「ルッキズム」ということが言われるようになった。すなわち<ひと>を評価する際に、その人の外見・容姿や身なりといった「見た目」で評価することの是非である。同じように、文化財と呼ばれている<もの>についても、価値が高いとかたぐいしない宝といった<もの>自体の評価に加えて、<もの>がたどってきた「ある者の手から他の者の手へとそれが渡ってきた伝承の過程もまた、野蛮から自由では

ない」（ベンヤミン 1940「歴史哲学テーゼⅦ」）という<もの>にまつわる経緯を加味した深みのある総合的な評価システムが確立されなければならない。

そのことは、必然的に現在の重要文化財あるいは国宝システムの修正さらには国宝の存在意義そのものを問うことになるだろう。行きつく先は、現在の日本の文化財システムの枠外に存在する「御物」問題である。

不当な手段で入手した倫理的に問題のある「瑕疵文化財」を所有している組織は、「瑕疵組織」と言えよう。盗掘品あるいは盗品を所有していることは決して褒められたことではない、むしろ非難されるべきであるという人間として当たり前の感覚を取り戻すことが必要である。

獲った人・収奪した人は、獲られた人・収奪された人の気持ちを理解することが難しい。そうした関係を「ロゼッタ・ストーン・ヘンジ」という言葉で表現したい。「ロゼッタ・ストーン」は、ロンドンにあるよりもエジプトにあるほうがふさわしいし、「ストーン・ヘンジ」もまたカイロ郊外の砂漠にあるよりもソールズベリー平原にあるほうがふさわしいからである。

7. 今後の展望

「瑕疵文化財」の返還については、一般的に現在の所有者の判断次第と考えられている。しかし不当に持ち出された文化財を所有している側は、いずれ必ずや返さざるを得なくなる。なぜなら現在の所有者が考えている所有権は偽りの権利であり、本当の所有権はその文化財が由来する地に住む人たち、返還を求めている人たちが有しているからである。

不当に持ち出された不当な文化財を保有することで得ている利益は不当な利益であり、不当に持ち出されたことによって被っている被害は不当な被害である。不当に得た利益は、必ずや償われなければならないし、不当に被った被害は、必ずや贖われなければならない。

かつて植民地を支配し、そのことによってもたらされた特権を享受している日本に暮らす一人として、私たちを取り巻く瑕疵文化財の傷を修復して、私たちの社会が負っている目に見えない傷を修復することに力を合わせたい。

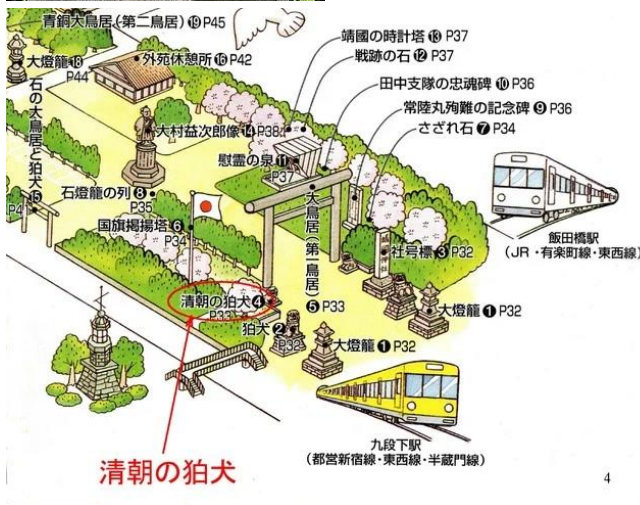
*以上は、2022年4月20日に衆議院第1議員会館で「文化財返還運動から見通せること」と題して発表した概要である。

⇒本稿をテーマにした意見交換を6月12日(日)19:30からZoomで行います。16頁の案内をご覧ください。

靖国神社境内の清朝の石獅子はいかに「運ばれて」きたか

トウ ショウ
鄧 捷 (関東学院大学教授)

靖国神社の境内、大鳥居の手前に一対の狛犬(獅子、本文では中国の習慣に従い石の獅子を石獅子と呼ぶことにする)が鎮座している。向かって左の石獅子には子がのっているため雌獅であり、右は雄獅と思われ、左右はともに口を開けている。石獅子の台座に刻銘があり、左には「直隸保定府深州城東北得朝村弟子李永成敬献獅子一對」、右には「大清光緒二年閏五月初六日敬立」となっている。光緒二年とは1879年のことである。直隸は現在の、北京近くの河北省にあたり、深州は河北省衡水市管轄下の県級市となっている。これは靖国神社境内の最古の狛犬である。



城三學寺より譲り受け奉納」と紹介している。(『靖国神社百年史資料編』(中))

靖国神社に奉納された清朝の石獅子について、中国側の記述は基本的に『靖国神社百年史』に依拠してきた。近年、筆者の調査で中国側のいくつかの資料が見つかった。本稿はその中の最も早い報道記事を紹介し、さらに日中双方の資料に基づき、石獅子がいかに日本に「運ばれた」かを明らかにする。

一、『点石齋画報』の記事「石獅失所」

清末の上海で発行したニュース画報『点石齋画報』は、日清戦争後に中国東北の遼寧省海城市の三学寺から日本に運ばれ靖国神社に奉納された石獅子について報道している。

まず、絵入りの原記事と、その文字の部分を起こしたものを以下に示す。



(『点石齋画報』数集より)

石獅失所

海城聖人廟前有石獅一對獠牙獐目踞坐兩旁見者肅然有起敬之心固物以人重者也自去歲倭氛不靖城被侵陵園橋壁水間忽雜以被髮左衽之族石獅有知當不知若何怒目也乃自和議既成退還有日倭人以此處石獅大逾尋常竟動覬覦之心潛用大車兩輛連環互接以馬騾十八只拉運一獅該獅鈞重數萬觔其座盤重相等亦用車載運次前式共四車用騾七十餘運至營口官碼頭運上輪船送回本國將貢諸日廷以示珍罕而耀觀瞻聞石獅未運之前鄰邑某廣文夢二老人自稱石姓卜居海城聖廟前今將永別淪入蠻邦對之飲泣廣文方欲致問翻然而杳意頗異之至是始悟焉噫生公說法頑石為之點頭今該獅以數百年

この石獅子の由来について、靖国神社宮司の賀茂百樹は昭和9年2月11日発行の『皇国時報』に掲載した「天覧の光榮に輝く靖国神社狛犬のこと」で、明治27年征清の役の翌年(1895)「戦已んで後の一日」、当時の野戦衛生長官石黒忠憲が第一軍司令官の山縣有朋に従軍の思い話を交わした時、野戦病院に充てられた海城の三学寺及び狛犬の話に及び、その後、猶滿州に滞在している奥中将に依頼し、白石の一対と青石の一体は營口までに搬出し日本へ運ばれ、天皇に献上、天覧後、その白石の一対は靖国神社に、他の一軀即ち青石の分を山縣に下賜したと記している(『皇国時報』第518号)。1983年発行の『靖国神社百年史』もこれを受け継ぎ、石獅子について「狛犬 明治二十八年、山縣有朋清国海

依附門墻一旦入於異族之手石而通靈得毋自嗟失所乎
(金桂)

記事の絵の部分は日本軍が石獅子を運ぶ様子、文字部分は句読点なしの文語交じりの文章、「金桂」は絵師「金桂生」のことである。文字部分の現代日本語訳は以下になる。

石獅子、居場所を失う

海城聖人廟の前に石獅子が一对あり、牙をむき出し目を見張り、門の両側に鎮座し、見る人々は肅然と尊敬の念をうたれる。もとより、物は人の故に重んじられるものである。去年から日本軍の侵略がやまず、城は侵され、聖人廟のような学問の場も忽ち野蛮な未開者に見舞われた。石獅子はもし知ることができるならどんなに怒ったことか。そこで講和が成され、日本軍も退く日が近づき、日本人はこの石獅子が普通のものとは非常に違うということから、ついに非望の心を抱くことになる。ひそかに大きな車 2 輛を使い、互いに繋がせ、騾馬 18 匹を使って一つの石獅子を引き運ぶ。石獅子は重いことで万斤もあり、その台座も同じような重さであり、同様に車に載せて運ばれる。このように 4 輛の車と 70 匹あまりの騾馬を使って営口の港に運び、さらに船に載せて本国に送った。これらの石獅子を日本朝廷に献上しその珍しさを示し、かくして見識の広いことを誇示するのであろう。石獅子が運ばれる前に、隣町のなにがし廣文という人が夢を見た。二人の老人は石という姓だと自ら名乗り、海城聖人廟の前に住んでいるが、今はまさに永遠に別れて野蛮な国に落ちぶれようになると話す。廣文は老人と共に忍び泣き、話をしようとしたところ、二人はひらりといなくなった。非常に怪しく思ったことだが、今に至ってようやくそのわけが分かったのである。ああ、昔の高僧生公が虎丘山で涅槃経を講じた時、石がみなうなずいたとのこと。この石獅子は数百年にわたって聖人廟の門や墻壁につき従ってきたものであり、今、一旦異族の手に落ちることとなると、石も魂をもつもので、自ら居場所を失ったことを歎かずにはいられなかったのであろう。

上記の記事はおよそ光緒 21 年乙未 9 月から 12 月、すなわち、1895 年 10 月—1896 年 1 月の記事を集めた『点石齋画報』数集に入っている。記事の内容からは、これまでの日本側の資料になかった運搬の様子が詳細に分かる。同時に気になるのは、運ばれる石獅子をデフォルメして描いている絵と、石獅子の原所有者が「三学寺」ではなく「聖人廟」になっていることと、記事の最後の物語風の夢の話である。以上のことを考える前に、

まず『点石齋画報』について説明しよう。

二、『点石齋画報』の報道特徴と「石獅子失所」の信憑性

1872 年、イギリス商人メイジャーらが上海で最初の中国語新聞社申報館を設立し『申報』を創刊した。『点石齋画報』は 1884 年 5 月 8 日(旧暦 1884 年 4 月 14 日)に申報館から創刊したニュース画報である。画報は月に 3 号を発行する旬刊、毎号に絵 8 枚、『申報』と共に販売された。1898 年の停刊までに、画報は 14 年間で 528 号を刊行し、絵は 4000 枚余りに達した。これらはまた 12 冊ごとにまとめて綴じられ、一集として販売され、集ごとに十干、十二支、八音、六芸、四性四教の名称が与えられているため、全 44 冊となる。

『点石齋画報』は中国近代メディアの草創期の役割を果たし、多くの社会的事件や時事を大衆向けに伝える一方、伝統と近代の過渡期に位置する前近代的性質を脱ぎきれなかった。画報の記事に「本月」「電文」などの言葉が多く、近代的時間感覚が見られ、時事に対する強い関心を示し、事件の現場や細部に関心をもつ多くの読者を獲得した。

しかし、『点石齋画報』は、上述の近代性とは反対の一面も持っている。とくに戦争報道について、創刊当時から、清仏戦争中の清軍の敗退について粉飾し、文字記事にナショナリズムの情緒と誇張が満ちていた。日清戦争についても、読者の好奇心に迎合するビジネス戦略から、事実を反する戦況を伝え、日本軍を残忍、愚昧という伝統的な倭寇のイメージで描いていた。戦争が遠い地で行われ、従軍記者や写真がまだメディア報道に登場しない中、民意を鼓舞する朝廷による「大本營」発表、伝聞や想像に基づいて時事を報道するしかないという限界はあった。(もちろん、多くの誤報のなかに戦争の真実を見極める報道もあった。)

『点石齋画報』の絵図について、序文を執筆した尊聞閣主人ことメイジャーは、西洋の絵師が「本物そっくり」であること、「似ている」ことにこだわると違って、中国の絵師は「規範」(“成法”)、「配置」(“格局”)、「たくみ」(“工”)であることを尊ぶ、「たくみであれば必ず「真」でなければならないことはない」(“工者不必真也”)と述べている。このような中国絵画の伝統が色濃く残る点について、梁君健「視覚媒介与中国近代図像新聞中の時空観念」は次の 2 つの特徴を指摘している。「いくつかの要素を合わせることによってニュース事件の時間を構築すること」、「伝統的な山水画の技法をもってニュース事件の空間を創出すること」である。これらの技法によって時間、空間が異なる場が一枚の絵に集められ、ドラマティックな場面は構築される。読者は、絵は真実的臨場的経験の複製ではないことをはっきりと認

識しながらも、興味津々に画面が暗示して描く劇場的な場面を楽しみ、戦争を日常のゴシップや小説戯曲のような娯楽として消費する。(『新聞与伝播研究』2019年第3期)

以上のメディア草創期の『点石齋画報』の特徴は、「石獅失所」という記事にも表れている。獅子の絵の装飾、文字記事の最後にあった夢という伝聞は、その前近代性を物語り、また絵師の金桂生が上海にいながら噂を頼りに書いた可能性も高い。しかし、遠地に発生した「時事」への関心そのものは、疑うべきではなからう。

三、「覬覦之心」を抱く「異族」の手に落ちた石獅子

『海城県志』によれば、日本軍は光緒20年(1894)12月9日から海城へと侵攻を始めた。清軍は抵抗するものの力に及ばず敗退し、13日に海城の県城は日本軍に占領された。その後、1895年1月17日から3月3日まで、清軍は5回の反攻を仕掛け、海城を奪還しようと試みたが、果たさなかった。記事「石獅失所」にいう「去歳より倭氛靖まず、城、侵陵され、圍橋壁水の間、忽ち被髮左衽の族雑じる」は、この時期のことであろう。

「石獅失所」は『点石齋画報』数集(1895年10月-1896年1月と推算)第12号の記事である。画報が月に3号を発行するということから推算すると、「石獅失所」が掲載された12号は1895年の年末の発行であろう。これは記事中の「講和が成される」云々(下関条約が調印されたのは同年4月17日)に齟齬しない。また、石獅子が日本へ搬出する港について「榮口官碼頭」になっているのも日本側の資料と同じである。日本側の資料によれば、当時海城にいた奥中将が石黒軍医総監に宛てた6月12日付の手紙には、「去る十日營口へ向け運送取計ひ申候付同所より海運に而東京大本營山縣大将閣下宛に仕出申候」(賀茂百樹「天覧の光栄に輝く靖国神社狛犬のこと」とあり、「去る十日」の1895年6月10日に海城から營口に運ばれたと記している。海城から石獅子とその台座が大掛かりに日本へと運ばれたという噂は上海にいる絵師の耳に届き、やや時間差があったものの、ニュース画報の話題として取り上げられたのであろう。

また、石獅子が元いた場所について、記事には日本側の資料にあった「三学寺」という名がなく「聖人廟」となっている。民国13年(1924)編纂の『海城県志』によれば、三学寺は城内西南部に位置する、唐の時代に建立された古刹である。光緒23年(1897)に僧らは寺をキリスト教会に売り、仏像などを撤去した。その後、地方官によって買い戻され、光緒31年に県知事の管鳳龢によって師範学堂、さらに県立中学校として再建さ

れた。『海城県志』は清末にも2回編纂しており、『光緒海城県志』及び『宣統海城県志』にはともに「三学寺」の項目がなく、儒教の「文廟」などが登場している。仏教の荒廃が甚だしい清末においては、仏寺の三学寺の存在感が極めて小さかったと想像できる。記事の中の「聖人廟」は一般的に儒教の「孔子廟」「文廟」のことである。「三学寺」より「聖人廟」としたほうが、野蛮な日本軍が学問と伝統のある場所から石獅子を奪うという印象を強めることができ、中華文明影響下にある東北が「野蛮」に侵されたという大衆の心情は表現されている。

記事の終わりに廣文という人の夢、霊に通じる石の話を伝えているのも、画報の前近代性の性格を表しているが、石獅子を数百年の歴史をもつ聖人廟に重ねて、それは日本軍に覬覦され奪われたことに対する当時の民衆の感情を、夢や石の霊や嘆きといった小説じみた手法で表出していると見るができる。いずれにせよ、三学寺が売られた1897年は下関条約を結んでから2年目である。日清戦争や日本軍の海城占領は三学寺の荒廃を加速させたのは言うまでもない。

前掲の賀茂百樹「天覧の光栄に輝く靖国神社狛犬のこと」は、「社誌(1911年靖国神社発行『靖国神社誌』のこと一筆者)にこの狛犬を以て二十七八年役の戦利品の如く記されてあるのは誤りである。奥中将の斡旋により寺守の承諾を得、相當の代償を以て入手したものである」と追記している。『靖国神社百年史』もこれを受け継ぎ、公式見解としている。東海林次男「(研究ノート)ある狛犬の叫び 文化財まで奪う戦争」は宮内庁公文書館所蔵の『明治二十七八年戦役 戦利品総目録』などの多くの資料を駆使して、この一対の石獅子は捕獲された戦利品であることを証明し、「戦利品の如く記されてあるのは誤りである」という弁解は「歴史の抹殺」と断じている(東京都歴史教育者協議会編『東京の歴史教育』第45号、2016年)。『点石齋画報』という前近代性をもつニュース画報が下関条約を結んだ後に掲載した記事「石獅失所」は、事実と違う想像の部分があるとはいえ、石獅子が「覬覦之心」(非望の心)を抱く「異族」の手に落ちて奪われたと報じている。「寺守の承諾を得、相當の代償を以て入手した」のは事実かどうかにはせよ、戦争の中で行われた「承諾」と占領者が支払った「代償」は、被占領者側の「奪われた」事実と感情を変えることができるものではない。記事「石獅失所」はその証である。

(*筆者の専門は中国近現代文学研究)

⇒「中国文化財返還運動を進める会」の紹介は16頁参照。

報告 朝鮮半島由来の文化財を知る九州国際ワークショップ 2021

大澤 文護 (千葉科学大学教授)

「朝鮮半島由来の文化財を知る九州国際ワークショップ 2021」及び現地ツアーは 2021 年 11 月 26 日～29 日の日程で、学生 26 人（日本人 19 人、韓国人 7 人）、一般参加者 7 人、スタッフ 3 人が参加して、福岡市、太宰府市の九州国立博物館、佐賀県有田町、佐賀県の名護屋城博物館を会場に開催しました。

朝鮮文化財ワークショップ実行委員会は 2016 年から大阪、京都、奈良、東京でワークショップを続けてきました。朝鮮半島由来の文化財が日本に渡った経緯や問題点を学び、現在どのような状態で残っているのかを知るという当初の目的はある程度達成できたと考えています。しかし、これまでは日韓関係に強い関心を持つ中高年の参加者が多く、次の世代を担う若者に関心を持ってもらえるかどうか大きな課題として残っていました。

そこで今回は、韓国の国外所在文化財財団の資金助成と、朝鮮通信使関連の事業を手掛けてきた一般社団法人「あおい文化交流研究所」を主催団体にして、日韓両国の学生を九州に招待する形で開催することになりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、韓国から学生を招待することはできませんでしたが、日本に滞在中の韓国人留学生と、日本人学生に参加を呼び掛けたところ募集定員の 3 倍以上の応募があるなど、コロナ禍の中で学生たちが対面で学んだり、現地を訪問して文化財を直接見たりする機会を待っていたことが実感できました。また、コロナ禍で参加者が一堂に会する事業が実施できるかどうか憂慮していましたが、感染症拡大の第 5 波（昨年 9 月ピーク）と第 6 波（今年 1 月ピーク）の狭間の時期に当たったため、比較的安心して事業を実施できたのは幸運でした。

今回の日程は 11 月 26 日の学生たちの顔合わせでスタートし、27 日に福岡市中心部の会議場で講演会を開催しました。朝鮮半島に近い九州では古代から活発な日本と朝鮮半島の交流がありました。また文禄慶長の役（1592～1598 年）で捕虜となった朝鮮陶工の技術を基にした高度な陶磁器文化が花開いた場所であり、朝鮮半島と日本の交流を学ぶには最適の場所と言えます。講演会には朝鮮半島と日本に関する幅広い交流や研究

をしている 3 人の講師を招きました。

最初に登場した兪華濬（ユ・ファジュン）さん<玄海人クラブ代表>は韓国・晋州の生まれで、1979 年に来日して以来、駐日韓国大使館で外交官として働いたり、ジャーナリストとして日韓交流の現状を伝えたりする仕事をしてきました。1990 年に有田町を訪れて朝鮮人陶工の歴史を知り、彼らの技術が基になって発展してきた有田焼の虜となって九州に移住した方です。そうした経験から「日本と韓国は玄界灘でつながっています。この海は両者を隔てる海ではなく、つなぐ海なのです」と、悪化する日韓関係の中でも、勇気をもって互いを知り合うことの重要性を学生たちに訴えました。



兪華濬(ユ・ファジュン)玄海人クラブ代表

次に九州大学アジア・オセアニア研究教育機構学術研究員の山口祐香さんが壇上に立ちました。山口さんは兪華濬さんの娘さんで、韓国と日本の血を受け継ぐ若手の研究者です。日韓両国における朝鮮通信使研究の歴史を専攻するなど、戦後日韓関係史・在日朝鮮人史・日韓市民社会論を幅広く研究しています。今回の講義では、悪化する日韓関係の中、釜山と対馬の市民団体などが一体となって朝鮮通信使関連資料群のユネスコ世界記憶遺産登録に成功するまでの経緯などを学生たちに説明しました。

山口さんは「日韓関係が悪いとニュースでは言いますが、私たちは国境や国籍だけにしばられて生きているわけではありません」「目の前に韓国が見えるところに住んでいると、全然違う日韓関係の姿、歴史の姿を見ることができます」と語り、現場を訪れて真実を知る重要性を学生たちに訴えました。



山口祐香九州大学アジア・オセアニア研究教育機構学術研究員

最後に登場したのは九州国立博物館学芸部企画課特別展研究員の大澤信さんでした。大澤さんは朝鮮半島で作られた仏像との恋愛とも言えるような出会いが自分を仏教美術研究の道に引き入れたという経験を学生たちに語りました。そして九州と朝鮮半島の中間に位置する対馬になぜ朝鮮半島や中国の文化財が数多く残されてきたのかを説明しました。また日韓文化交流を阻害する大きな要因となっている対馬仏像盗難事件（2012年）が起きた背景として①大陸文物の市場価格高騰②韓国の文化財返還の動きの高まり③70年から80年代に実施された総合調査で作成された文化財リストの公開——等があったと指摘しました。しかし大澤さんは「日韓関係は波のようなもの。今は一番悪い波にいますが、次に良い波が来るときのために交流できる人材を育成しておかねばなりません」と述べ、学生たちに日韓交流発展のための勉強や準備をしておくよう求めました。



大澤信九州国立博物館学芸部企画課特別展研究員

11月28日の現地ツアーでは、講演会で話題となった九州国立博物館所蔵の朝鮮半島由来文化財や、朝鮮人陶工が基礎を築いた陶磁器の町・有田町の現地踏査、さらには文禄慶長の役で出兵の拠点となった名護屋城跡に建てられた名護屋城博物館を見学して、参加学生は、講演会で語られた歴史を現地で体感できる機会を得ました。



九州国立博物館で 2021.11.28.



有田町・陶山神社で 2021.11.28.

最後に、今回ワークショップ開催に至る経緯を少し紹介しておきましょう。当初、今回のワークショップは対馬での学生交流事業として計画されました。日本列島と朝鮮半島・中国大陸だけでなく、広くアジア全域との交流の十字路である対馬には、様々な国や地域の文化財が残されました。さらに近年は釜山からわずか50キロ足らずの距離にあることから多くの韓国人旅行客が訪れる場所としてクローズアップされてきました。一方、大澤講師の講演でも紹介されたように、2012年に発生した仏像盗難事件で対馬の寺から持ち去られた高麗時代の観世音菩薩坐像は「仏像は500年 - 600年前に倭寇によって強奪された」として所有権を主張する韓国の寺が起こした「有体動産占有移転の禁止仮処分申請」により、対馬に返還されない事態が続き、日韓の文化財の研究交流・人材交流が滞る事態を招いています。

ワークショップ実行委員会では、対馬をめぐる緊張した情勢の中にあっても、日韓の若者が、対馬で専門家の講義を聴き、交流する機会を作る必要があると考えたからです。しかし、コロナ禍で韓国からの学生招待は不可能であり、韓国から最も近い対馬で開催する日韓学生交流のメリットは失われました。このため、開催地

を朝鮮半島由来の文化財が数多く存在し、日本国内からの交通の便が良い福岡や佐賀などの九州北部を開催地にして実施することとなりました。協力を求めた団体などから「対馬仏像問題は学生主体のワークショップで扱うには余りにもデリケートな問題を含む」という声が出たことも事実です。今回の対馬開催は断念しましたが、ワークショップ実行委員会は対馬開催のメリットを忘れたわけではありません。今年4月、対馬の文化・歴史を一堂に集めて見学できる対馬博物館が開館しました。同博物館は「人々が集い、モノを通して対馬の歴史と文化、そして豊かな自然について学び、対馬の魅力や価値を再発見するとともに、それらを次の世代に伝え、新たな文化を創りだしていく糧となることを願って」(同博物館ホームページの館長挨拶の言葉から引用)建設されました。講演会や現地ツアーを通じて、朝鮮半島由来文化財の歴史的価値や問題解決の糸口を探ろうという我々ワークショップ実行委員会の活動主旨と共通する部分もあり、同博物館を会場にした若者交流は、今後の日韓交流の基礎を築くための重要な機会になると考えています。

今年秋、それが難しい場合はできるだけ近い将来に、対馬を舞台に若者たちが交流するワークショップ開催が実現することを目指して、活動していきます。

(九州国際ワークショップコーディネーター)



於・アクア福岡会議室 2021. 11. 27.

【九州国際ワークショップ日程】

2021. 11. 26. 各地から福岡に集合
 11. 27. 10:00～13:00 日韓学生顔合わせ・交流会
 14:00～17:00 ワークショップ
 講演①「『玄海人を生きる』-九州と朝鮮半島の文化交流の歴史と現状・未来-」 兪華濬 (ユ・ファジュン、玄海人クラブ代表)
 講演②「境界を解きほぐすー『朝鮮通信使』の再発見と日韓関係史ー」 山口祐香 (九州大学アジア・オセアニア研究教育機構学術研究員)
 講演③「日韓交流の原点・対馬」 大澤信 (九州国立博物館学芸部企画課特別展研究員)

- 質疑・意見交換
 17:30～19:30 交流会
 11. 28. 9:30～11:00 九州国立博物館 (特別展「海幸山幸」観賞・見学)
 12:45～14:30 有田町・陶山(すえやま)神社、泉山磁石場等見学
 15:30～16:20 名護屋城博物館見学
 16:20～17:00 名護屋城跡見学・散策
 19:15～20:45 学生交流会
 2021. 11. 26. 解散



名護屋城跡 2021. 11. 28.

陶磁器の町で日韓学生交流、佐賀ゆかりの文化財学ぶ

(2021/11/28 共同)



佐賀県立名護屋城博物館を見学する日韓学生交流行事の参加者ら＝28日午後、唐津市

朝鮮半島ゆかりの文化財を巡る日本と韓国の大学生らによる交流行事が開かれ、一般参加者を含む計約40人が28日、佐賀県を訪れた。有田焼の始祖とされる朝鮮出身の陶工、李参平を祭る有田町の陶山神社などで両国文化の近さを学んだ。

日本の民間団体が主催し、韓国政府傘下の財団が後援。同様の行事は京都や奈良などに続き5回目で、初めて学生交流の場を設けた。新型コロナウイルス禍のため韓国からの招待は見送り、日本で学ぶ留学生らが参加した。

豊臣秀吉の朝鮮出兵で連れてこられた李参平が17世紀に陶石を発見したとされる「泉山磁石場」などを訪れた。

研究ノート 韓国・朝鮮の「文化財」関連資料 の紹介と活用に関する覚え書き

陳 大哲 (岐阜大学非常勤講師)

日本で散見できる朝鮮半島由来の文化財(以下「文化財」に略す)は様々な書籍や資料を通して確認できる。本のタイトルや目次程度のごく簡単な紹介はすでにこの年報を通して数回試みた。その中でも丁圭洪(ちょんげほん)の著作(4冊)は質的にも量的にも膨大な情報を盛り込んでいる。もう一つは日本の植民地期にソウル(当時は京城)に「文明商会」(年報での紹介はまだ)という本店をおき、東京と大阪にそれぞれ支店を設けて7回の「朝鮮工芸展覧会」を開いた李禧燮の足跡を追うことである。7回の朝鮮工芸展覧会ごとに図録(7冊)を作成して文化財を売りさばっていた「文明商会」だが、図録から読み取れる文化財の数だけで1万4526点にのぼる(2018年8月21日 서울신문(ソウル新聞))。幸いにもこれらの図録(「朝鮮工芸展覧会」*資料1)全七冊を確認することができ、丁圭洪の著書(全4冊)もチェックしてきたが、問題はこれらの資料や書籍のみならず、およそ今から100年前(正確には1945年前)の「文化財」の在り方をあらわしている資料が他にも相当あることがわかった。たとえば当時(1945年以前)、様々な形で朝鮮文化財の展覧会が大手のデパート(デパートだけではないが)を中心に行われていた。当時は売買のための商品目録としての資料(「朝鮮古陶磁器集」*資料2)にすぎないが、観る視点によってはこれらの図録こそ貴重な情報を盛り込んでいるのではないか、ということに気が付いた。数は少ないが、当時の写真技術(カラー写真がない)の限界もあったのかカラー木版画を用いて忠実に「文化財」をありのままに再現している資料も見受けられる。デパートの展示資料としての図録とは異なるこれらのカラー木版画図録も販売目的の資料に過ぎないのか、疑問は絶えない。また日本や中国の文化財と一緒に商品として取り扱った専門的な国際仲介取引者の「山中商会」にも注目したい(朱洪奎 2017)。

以上、資産価値のある骨董品(おもに美術品や工芸品が多い)として扱われて日本の各地で散逸してしまった「文化財」だが、上述した様々な資料(以下の写真参照)などから当時の転売状況や所有者または展示場所など、読み取れる情報を有機的に関連させて「文化財」の持つ真の価値や歴史を浮き彫りし、総合的デー

タベースにまとめて再現を試みる必要がある。このように100年前の「文化財」を忠実に再現することによって、はじめてこれらの「文化財」が、今、どこにどのような形でいかなる評価をうけて現在を生きているのかを突き詰める手掛かりとなろう。さらには様々な角度での「文化財」を分析する際の貴重な手掛かりにもなりえる。

日本の朝鮮半島の植民地支配期という暗鬱な時代に個人や民間の手に渡ってから本来の「文化財」として価値や歴史の復活までには多くの難関が予想される。政治的利害関係はさておいて、「文化財」そのものもつ文化遺産としての価値転換を図るためにも、正確でありのままの再現が急がれる。負の遺産の「文化財」ではあるが、これらの再現(復活)を通して、少なくともいがみ合う日韓関係から互いが直視し、知恵を絞って協力しあう日韓関係を修復する小さな手助けとなれば幸いである。



* 資料1「朝鮮工芸展覧会」図録



* 資料2「朝鮮古陶磁器集」図録



* 資料3「東洋藝術展覧会」図録

※注: 資料2(「朝鮮古陶磁器集」)の写真は、筆者(陳)が持っている図録の表紙の文字が読めないところがあり、古書店のホームページから引用したことをおことわりします。

台湾から考える、脱植民地化の虚像と実像(2)

俵 寛司 (国立台湾大学)

筆者は、2020年9月より台湾(中華民国、以下単に台湾と呼称する)に滞在し、台湾の歴史観を「考古学」するための研究に従事している。年報10号(2021年)ではそういった視点から現地報告を行ったが、今回はその続編である。

言うまでもなく、近代国家としての日本の始まりは、帝国主義の領土拡張すなわち植民地拡大の歴史と言ってよい。1867(慶応3)年江戸幕府を倒し王政復古を成し遂げた明治政府は、1871年に廢藩置県を実施し、旧来の藩を基盤にした地方統治は完全に廢止され、中央管下の府と県に一元化されることになった。その過程で日本の境界領域であった琉球王国や、樺太を除く蝦夷地(現在の北海道の大部分と千島列島)、小笠原諸島を完全に日本の領域内に置き、「国境」を画定した。

その一方、それまで近世対馬藩が担った李氏朝鮮との外交関係は失われ、同時に周辺諸国との摩擦が生じるようになる。1894年に清国との間で日清戦争が勃発し、1895年日清講和条約(下関条約、馬関条約)の結果、李氏朝鮮に対する宗主権の放棄と独立を清国に承認させたほか、台湾、澎湖諸島が日本に割譲された。こうして近代日本は明治維新後はじめてとなる「海外領土」を得ることとなったのである。

その後1904年にロシア帝国との間で日露戦争が開始し、1905年ポーツマス条約により日本は朝鮮半島における権益が認められたほか、ロシアからの領土や権益を得るに至った。そして、朝鮮半島の権益を巡る両戦争の結果、1910年に「日韓併合」が行われた。つまり、近代の台湾と朝鮮半島の歴史空間、翻って言えばそれを形作る学知そのものが、日本の帝国主義/植民地主義を軸として深く繋がっているのである。

朝鮮半島における考古学的調査は、日清戦争後の1900年に始まり、第二次世界大戦が終結する1945年まで継続した。中でも当時東京帝国大学教授であった関野貞(1868-1935)により行われた一連の調査(いわゆる「朝鮮古蹟調査」)はよく知られている。関野は、建築史や建築学ばかりでなく、美術史、考古学の分野で多くの業績を残し、そのフィールドは日本ばかりでなく朝鮮半島や中国に及び、また、彼が調査研究に導入した技術や遺構・遺物の様式論は、その後の日本考古学に多大な影響を残したと評価される。そして彼を補佐し「朝鮮古蹟調査」を実質的に支えた谷井濟一と栗山俊一という二人の人物がいた。

谷井は、東京帝国大学を1907年に卒業し、歴史学を専門としたことから調査では歴史・考古学および写真撮影などの記録を担当し、他方、栗山は建築学を専門とし調査時の測量などを担当した。関野、谷井と栗山の三

人の調査は、1919(大正8)年栗山が台湾総督府土木局営繕課に転任するまで続いた。

栗山俊一は1882(明治15)年福井県に生まれる。1909(明治42)年、東京帝国大学工科大学建築学科を卒業し、同年に朝鮮総督府調査事務嘱託として関野貞とともに足掛け9年となる朝鮮半島での考古調査、すなわち「朝鮮古蹟調査」に従事する。この間、1914(大正4)年名古屋工業学校講師兼名古屋営繕嘱託、1917(大正6)年東北帝国大学農科大学建築係技師となり、大学改組により1919(大正8)年北海道帝国大学建築係技師となる。

1918(大正7)年2月、関野貞は文部省の命によりヨーロッパ留学に赴き(翌1920(大正9)年5月に帰国)、栗山もまた1919(大正8)年2月に台湾総督府に転出する。東京帝大の師でもあった関野との約9年にも渡る朝鮮半島での調査過程がここに終了したのである。その報告書である『古蹟調査報告』、『古蹟調査特別報告』ばかりでなく、朝鮮半島各地の遺跡・遺物の記録を時代ごとにまとめた『朝鮮古蹟図譜』(1919年3月から1935年6月まで朝鮮総督府より合計15冊刊行)についても、栗山が果たした役割は少なくないと思われるが、谷井に比べて彼に関する資料はあまり多くは残されていない。

1919年台湾に渡った後の栗山は、台湾総督府土木局営繕課において同じく東京帝国大学建築学科出身であり、辰野金吾(1854-1919)門下で台湾の建築家として著名な井出薫(1879-1944)の右腕として力を発揮した。彼は1924(大正13)年に交通局通信部技師を兼任し、1929(昭和4)年「台湾建築会」成立の際は初代副会長となる(初代会長は井出薫)。台湾総督府官房営繕課副課長を経て、1932(昭和7)年営繕課技師を退職し、翌1933(昭和8)年日本へと帰国し、その二年後1935年に逝去した(享年53)。建築家として彼が設計した建造物としては、台北郵便局、台北放送局、板橋無線電信所、板橋放送所庁舎、淡水中継所、新竹遊楽館などがよく知られている。加えて、熱帯建築に必要な不可欠な防蟻、防暑コンクリートに関する技術研究にも貢献した。



台北郵便局(2022年筆者撮影)



台北放送局(現二二八紀念館 2022年筆者撮影)



台北總督府旧庁舎の一部(欽差行臺・台北植物園 2022年筆者撮影)

上記のほか栗山は、台湾の文化財調査・保存についても業績を残している。代表的なものでは、台北總督府旧庁舎、台南の安平古城および赤崁楼に関するものである。おそらくそれは関野貞に同行した「朝鮮古蹟調査」での経歴が影響したものであることは確かであろう。その一方、台北總督府旧庁舎に関しては、「台北市内唯一の清代官衙建だったが、昭和初期計画道路を開くために取り壊されることになった。井出薫らの呼びかけにより一時計画は中止となったが、1932年昭和天皇ご登基の記念に、公会堂を建てることになり、当該旧庁舎はやむをえず植物園内に一部移転された。」という(呉・大場 2009: 1197)。また、台南の安平古城(熱蘭遮城 ゼーランディア城)および赤崁楼(普羅民遮城 プロヴィンティア城/東都承天府)は、いずれも17世紀オランダが築城し、その後鄭成功政権によって居城となったものである。しかし、安平古城に関しては日本統治時代に整地され、それ以前に存在したオランダ建設時の遺構は大きく破壊された(現在残る洋風の建物は全く別物である)。



安平古城(熱蘭遮城 ゼーランディア城)1871年

上記の遺跡の扱いが、いまだ文化財保護の法律が日本国内においても十分確立していない時期であったとしても、台湾の歴史において極めて重要な価値を持った遺構であることは疑いなく、植民地状況下での遺跡・遺物(コレクション)の保護の困難さを端的に表している。栗山をはじめ、植民地時代の台湾の日本人研究者が果たした役割や評価については検討の余地はまだあるが、前回も触れたように、日本統治時代の建造物について、ロマンチズムや過去への憧憬を一方的に重ねることは、「コロニアリズム」に陥る危険性がある。台湾のフィールドにおいては、人類学・民族学(考古学を含む)の方面でさらに深刻な問題を抱えている(遺骨返還問題)。これについては稿を改めたい。

【参考文献】

- ・植田喜兵成智・鈴木舞 2021「資料紹介 新収「谷井濟一関係資料」の概要とその紹介」『東洋文化研究』23、学習院大学東洋文化研究所、pp. 69-223
- ・許長鼎 2011『臺灣日治時期建築家栗山俊一之研究』国立台湾芸術大学文化資源学院建築與古蹟保存研究所、修士論文
- ・栗山俊一 1930a「台湾總督府旧庁舎の保存」『台湾建築会誌』第2輯第5号、pp. 2
- ・栗山俊一 1930b「築城三百年を経たゼーランデヤ城の今昔」『台湾建築会誌』第2輯第2号、pp. 27-30
- ・栗山俊一 1931「安平城址と赤崁楼に就て」『台湾建築会誌』第3輯第2号、pp. 11-28
- ・呉イクエ・大場修 2009「日本統治時代の「台湾建築会」とその会誌について」『日本建築学会計画系論文集』第74巻第639号、pp. 1191-1197
- ・藤井恵介・早乙女雅博・角田真弓編 2005『関野貞アジア踏査 平等院・法隆寺から高句麗古墳壁画へ』、東京大学出版会
- ・정인성/노형석『야쓰이 비망록 으로 본 조선 발굴비사』(『谷井備忘録』にみる朝鮮発掘秘史)『한겨레신문』2016-04-05
<https://www.hani.co.kr/arti/SERIES/769/title1.html>
- ・吳昱瑩 2021『跟著日本時代建築大師走：一次看懂百年台灣經典建築』、晨星出版有限公司、台北

短 信

**大田高裁、日本・観音寺の要請により期日変更
観音寺、公判の書類を閲覧
浮石寺金銅菩薩像の所有権訴訟激化
金銅像「偽」の主張、元鑑定委員も公判に参加**

(中道日報2022. 3. 21.)



金銅観音菩薩坐像 2012年窃盗に
よって持ち込まれ、大田(テジョン)国立文化財研究所に保管されている。

日本の宗教法人である観音寺の要請で高麗時代の仏像金銅観音菩薩坐像に対する所有権控訴審公判期日が変更された中、仏像の真偽論争に再び火がつく見通しだ。窃盗犯らが盗んだ日本の仏像を偽物だと主張する元文化財庁鑑定委員が公判の補助参加人として参加する予定だ。

3月20日、地域法曹界によると、大田(テジョン)高裁第1民事部は、大韓仏教曹溪宗浮石寺が大韓民国を相手取って提起した高麗時代の仏像金銅観音菩薩坐像所有権控訴審を延期した。当初3月30日の予定だった弁論期日を6月15日に変更して進めることにした。

日本の対馬観音寺側が3月10日、今回の訴訟関連公判資料を閲覧し、複写した同日の期日変更まで申請し、裁判所が受け入れたのだ。観音寺が公判資料を閲覧し、期日変更などの直接的な行動が見られたのは初めてで、仏像の所有権を確保するために韓国の裁判所に積極的に参加するという意思とみられる。

特に、金銅観音菩薩坐像が高麗時代に忠清南道瑞山市(チュンヨンナム・ソソ)の浮石寺(ブササ)で製作されたものであるか、という真偽をめぐる議論が今年再燃するものとみられる。

昨年、大田高裁の控訴審で、政府側は、過去に文化財庁鑑定委員として活動した証人を立てて、金銅観音菩薩坐像が偽物だと主張し、数ヶ月の検証の末、文化財庁が本物であることを確認した。

当時、金銅観音菩薩坐像が偽造品だと主張した元文化財庁鑑定委員が先月、裁判所に補助参加申請を提出したことが確認された。また、仏像から出土した書類に高麗時代に使われていなかった用語があり、溶かして使われたと思われるねじ釘が発見されたと主張している。

一方、金銅観音菩薩坐像は2012年、韓国人窃盗犯が日本の対馬観音寺から盗み、国内に持ち込んで摘発され、日本への返還問題が10年間も取り上げられている。忠清南道瑞山市浮石寺は、当該仏像が高麗時代に倭寇から略奪されたものの返還を求める訴訟を起こし、2017年に大田地裁の一審で所有権を認められたが、大田高裁で二審裁判を行っている。

「対馬博物館」きょう開館 記念式典で門出祝う

(長崎新聞 2022. 4. 30.)

30日にオープンする長崎県対馬市厳原町の「対馬博物館」で29日、開館記念式典があり、関係者がテープカットで対馬の新たなランドマークの門出を祝った。

同館は、対馬の歴史や文化を発信しようと、県と対馬市が整備した。鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建てで、「博物館ゾーン」と「交流ゾーン」の2棟で構成。展示品は、島



開館記念式典後、館内を見学する関係者＝対馬市、対馬博物館

内各地の遺跡から出土した遺物や対馬藩主宗家関連史料など600点を超え、古代から現代までの国境の島の歩みを紹介している。総事業費は40億5800万円。

式には李熙燮(イヒソプ)・駐福岡韓国総領事に約60人が出席。あいさつで比田勝尚喜市長は「博物館の真価が問われるのはこれから。対馬の観光交流や生涯学習の拠点として育てていただきたい」と述べた。テープカットのほか、同館に資料を寄贈した人への感謝状贈呈などもあった。

平常展の観覧料は一般550円、高校・大学生330円、小中学生220円(市民はいずれも110円引き)。15人以上から団体割引もある。

**対馬博物館がオープン 「宗家文書は資料の宝庫」
開館記念しシンポジウム**

(長崎新聞 2022. 5. 1.)



対馬博物館開館を記念し開かれたシンポジウム＝対馬市交流センター

長崎県対馬市厳原町の対馬博物館は4月30日、開館。これを記念したシンポジウムが同日、同町の市交流センターであった。文化庁職員や文化財修復を担う会社社長らが、パネルディスカッションで対馬藩宗家が残した藩政記録「対馬宗家文書」の価値や、保存の意義について意見を交わした。

宗家文書は江戸時代、朝鮮外交などを書き記した対馬藩の記録。国内外に伝わる約12万点の一部は国重要文化財に指定されている。

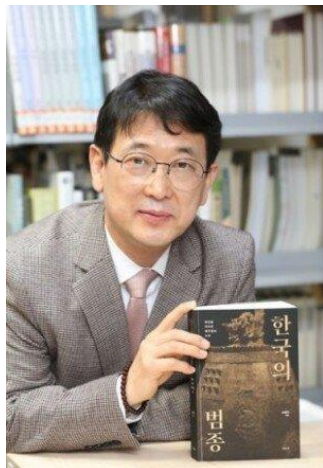
パネリスト4人のうち、文化庁で指定調査に携わった地主智彦氏は「宗家文書は質量ともに、対馬だけでなく日朝外交や幕府関係を総合的に考える上で貴重な資料の宝庫だ」と話した。

県の依頼で宗家文書の修理を担う「修理工房宰匠」(福岡県)の藤井良昭社長は修理工程や実績などを紹介。「修理は単に直すだけでなく、文化財の価値を次世代につなぎわたす行為」と強調し「国縣市、博物館、修理技術者、地域住民の皆で守り伝えないと文化財は残らない」と述べた。

シンポジウムは県対馬歴史研究センターが開き、約140人が参加。宗家文書研究の第一人者である田代和生・慶応大名誉教授らによる基調講演もあった。

「世界に散在する韓国の梵鐘 363 基の話を、音まで盛り込みました」

(東亜日報 2022. 3. 31.)



1989 年から 33 年間、世界に散らばっている韓国の梵鐘を研究してきた東国(トングク)大学大学院美術史学科の崔應天(チェ・ウンチョン)教授(63、国外所在文化財財団理事長)が最近、「韓国の梵鐘」(ミジンサ)を出版した。29 日にソウル麻浦区(マポグ)にある国外所在文化財財団で会った氏は、「この本は、日本や中国など、世界にある韓国梵鐘 363 基を記録したアーカイブだ」と話した。彼は本に、梵鐘 41 基の鐘の音を録音した QR コードを収録した。「一乗円音(仏の教え)」を象徴する韓国の梵鐘の美学を完全に伝えるため、紙の本に鐘の音まで収録したのだ。

日本全国を回りながら、韓国の梵鐘 48 基を探し出した氏は、1995 年、福井県の常宮神社で統一新羅の 833 年に作られた「蓮池寺鐘」と向き合った瞬間を忘れることができないと話した。蓮池寺鐘は、慶尚南道晋州(キョンサンナムド・チンジュ)の蓮池寺で保管されてきたが、壬辰倭乱(文禄・慶長の役)の時、倭寇に略奪された。現在まで常宮神社が所蔵している。日本は 1953 年、蓮池寺鐘を国宝に指定した。崔教授は、「鐘を隅々まで見たくて、フィルムだけで 500 本持っていったが、保管庫の扉を開けた瞬間、ときめきはため息に変わった」と振り返った。

「鐘の表面はさびて青く、あちこちに穴があいていました。どこの国が国宝をこんなふうに放置するんですか。じっと見守ることはできませんでした」

崔教授は数回日本を訪れ、蓮池寺鐘の実態を把握した。2018 年 8 月には学術大会を開き、保存処理を促した。結局、日本の文化財研究所は、昨年 5 月から蓮池寺鐘を保存している。

同書には、韓国の梵鐘 363 基を所蔵国と制作年代別に分類した 31 ページ分量のリストも載せている。崔教授は、「私と後学たちが、リストに新しい史料を加えていく」とし、「この本は、梵鐘研究の終わりではなく始まりだ」と話した。

*上記の『韓国の梵鐘』は韓国の出版社から直接取り寄せ可能ですので、希望者は連絡会議あてお申込みください。1部4千円前後の見込み。⇒cfrtyo@gmail.com Fax03-3237-0287 (申込締切=5月31日)

九州大学入試に「文化財返還問題」が登場

今年 2 月 25 日に行われた九州大学文系一般選抜前期の入学試験問題小論文に「文化財返還問題」が登場し、注目された。

「設問 2」の[問 1]は、「文化財返還問題」の論点、対立点、問題点を自らの言葉で整理せよ」、[問 2]は「解決の方策をまとめ、提案せよ」というもので、資料として五十嵐彰著・岩波ブックレット『文家財返還問題を考える』、岡内三眞早稲田大学大学院教授の論考、『普遍的博物館の重要性和価値に関する宣言』、『先住民の権利に関する国際連合宣言 第 12 条』などの一部を配布し、積極的な考察を促している。詳細は以下でも読める。⇒<https://kaisoku.kawai-juku.ac.jp/nyushi/honshi/22/ky1.html> (河合塾 HP)

60 年使い続けた「文化財」の名称が「国家遺産」に＝韓国

(中央日報日本語版 2022. 4. 12.)

「文化財保護法」により 60 年間使われてきた「文化財」という用語が「国家遺産」に代替される。有形・無形文化財などに分けられた分類体系も文化遺産・自然遺産・無形遺産に改編される。

文化財庁は 11 日、ソウル国立古宮博物館で文化財名称および分類体系改善案を発表した。これに先立ち、この日午前、文化財委員会と無形文化財委員会は合同会議を開き、改善案を議論・確定した。これまでは 1962 年に制定された文化財保護法により「文化財」を「人為的や自然的に形成された国家的・民族的または世界的遺産として、歴史的・芸術的・学術的または景観的価値が高いこと」と定義して、有形文化財・無形文化財・記念物・民俗文化財に分類していた。

従来の文化財保護法が過去の日本法をほぼそのまま踏襲しており、「文化財」という用語が財貨を示し、自然物や人に使用する際には不適合ではないかという指摘が絶えなかった。また、1972 年に制定された国連教育科学文化機関(ユネスコ)の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」により「文化財(cultural property)」の代わりに「遺産(heritage)」という用語が国際的に通用している。国内外の分類体系間の整合性が落ちる点も改正が必要な理由に上げられた。

新たに使用される通称概念である「国家遺産」は一国家の総体的遺産を意味する。世界遺産と相応する概念だ。ユネスコの協約は「遺産」を「過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物で、今日を生きる世界の人たちが共有し、未来の世代に引き継いでいくべき貴重な遺産」と定義している。ただし、通称概念を「国家遺産」とするか、「文化遺産」とするかで異見があったという。文化財庁が先月専門家 404 人を対象としたアンケート調査で 52.5%が「国家遺産」を、38.9%が「文化遺産」を選択した。

文化財庁政策総括課のファン・グォンスン課長は「『文化遺産』が自然遺産と無形遺産を包括できる用語ではないため、これをすべて包括できる『国家遺産』が適合しているということ意見が一致した」と説明した。「国家遺産という名称がまるで遺産が国家の所有物という認識を与えかねないのではないか」という質問に対して、ファン課長は「『国家』は『国立』や中央政府などの概念ではなく、一国家全体の遺産、私たちの民族が作って伝えてきた遺産を通称する概念として受け入れてほしい」と答えた。

通称概念である「国家遺産」はさらに▼建築・遺跡・美術・記録などを包括する「文化遺産」▼動物・植物・自然景観などを包括する「自然遺産」▼伝統知識・生活慣習・民間信仰意識などを合わせる「無形遺産」――など 3 種類に分類される。ここに遺産を指定・登録する体系にも少し変えて、国家や市・道が指定したり登録した遺産以外に「目録遺産」という概念を新設した。管理死角地帯にあった郷土遺産など非指定文化財を目録上だけでも維持し、モニタリングして保護しようという趣旨だ。

文化財庁は国家遺産体制の導入で文化財関連の政策機能が全面的に改善されるのではないかと期待する。ファン課長は「名称が『遺産』に変われば、すべての政策パラダイムが変更される」としながら「国際的な観点で我々もユネスコの国際的分類体系に従うことになるので、我々の遺産の優秀性を世界に拡散し、周辺国の歴史歪曲(わいきょく)に積極的に対応する能力がつくだろう」と話した。

【参考】韓国・文化財庁の沿革(文化財庁 HP より)

- 1945. 11. 8 李王職より引き継ぎ旧皇室事務庁として発足(米軍政管轄)し、文化財管理業務を管掌
- 1955. 6. 8 旧皇室財産事務総局に改編
- 1961. 10. 2 文化財管理局を設置(文教部外局)
- 1975. 4. 17 文化財研究所及び民俗博物館を新設
- 1999. 5. 24 政府組織法改定により文化財庁に昇格
- 2004. 3. 11 政府組織法改定により文化財庁、次官庁に昇格

英ケンブリッジ大、略奪文化財「ベニン・ブロンズ」をナイジェリアに返還 (AFPBB 2021.10.31.)



英ケンブリッジ大学ジーザス・カレッジがナイジェリア代表団に返還した、おんどりの青銅彫刻像

英ケンブリッジ大学のジーザス・カレッジは27日、アフリカの旧英植民地から19世紀に略奪された精巧なおんどりの青銅彫刻を、ナイジェリア当局に返還した。

この青銅像は、現在のナイジェリア南部に於て存在したベニン王国を1897年に英国軍が報復攻撃した際、遠征部隊が略奪した数百点の神聖な彫刻像の一つ。これらの青銅彫刻は「ベニン・ブロンズ」の名で知られ、欧米の多くの博物館や研究機関がコレクションとして保有している。

ベニン・ブロンズを返還した英国の機関はジーザス・カレッジが初めて。同カレッジは、大英博物館など他の機関にも同様の対応をとるよう迫っている。

ジーザス・カレッジは1905年、当時在学していた学生の父親からおんどり像を譲り受けた。だが、近年は学生の間で返還運動が展開されていた。

ベニン・ブロンズの最大のコレクションを保有する大英博物館は、青銅彫刻の返還に同意していない。

モアイ像、イースター島に返還へ チリの博物館 (AFPBB 2022.2.22.)



チリ・サンティアゴの国立自然史博物館で、イースター島から持ち出されたモアイ像「モアイ・タウ」の横に立つ、先住民ラパヌイの代表(左)とコンスエロ・バルデス文化・芸術・遺産相。

チリの国立自然史博物館は21日、南太平洋に浮かぶ同国領イースター島の先住民ラパヌイから150年前に奪ったモアイ像1体を返還すると発表した。

モアイ像は、ラパヌイの人々が祖先に敬意を表し、1000年以上前に彫った石像。現在はイースター島観光の目玉となっている。

返還されるモアイ像「モアイ・タウ」の重さは715キロ。チリ海軍が1870年、3700キロ離れた本土に持ち帰った。その8年後、展示のため自然史博物館に移された。

ラパヌイの人々は長年、モアイ像は祖先の精神を表したものだとして、島から奪われた他の文化財と共に返還するよう求めていた。

自然史博物館は発表で「ラパヌイの人々は、祖先や葬儀・儀式の品々を自分たちの一員のように思っている」としている。同博物館のクリスティアン・ベッケル氏は、モアイ像の返還は「先住民に対する重要な意思表示だ」と述べた。

同博物館によると、モアイ像の返還は新型コロナウイルス禍の影響で当初の予定よりも遅れた。中部バルパライソの港から28日、イースター島へ向けて出発する。約5日で到着の予定。返還後は、島内の博物館で展示される。

ラパヌイは、英ロンドンの大英博物館に対しても、1868年にイースター島の儀礼の中心地オロンゴから持ち去られたモアイ像「ホアハカナナイア」の返還を求めている。

ベナン、仏から返還された文化財の展覧会開催 (AFPBB 2022.2.25.)



フランスから返還され、コトヌーの大統領府で展示された文化財

【コトヌーAFP=時事】西アフリカのベナンで、植民地時代の約130年前にフランスによって略奪され、昨年返還された文化財26点の展覧会が20日から始まった。

会場はコトヌーの大統領府で、19日にはパトリス・タロン大統領が開会を宣言した。

アフリカでは近年、植民地時代に宗主国だった西欧諸国が略奪し、現在まで美術館や個人収集家が所有している文化財の返還を求める声が高まっている。

今回展示される26点は、1892年に現在のベナン南部にあったダホメ王国の首都アボメーから仏軍が略奪。両国政府による2年の交渉の末、昨年11月、フランスからベナンに返還された。

タロン大統領は報道陣に「わが国の過去、現在、未来に対する誇りと信念」を示す展覧会だと語った。

沖縄戦で米軍が持ち去った釣鐘 返還式典

(琉球朝日放送 2021.11.3.)

76年の時を経て荘厳な音を響かせました。沖縄戦でアメリカ軍に持ち去られた「釣鐘」がようやく沖縄に返還され、県立博物館・美術館で公開が始まりました。

木箱から慎重に取り出された高さ66cm・重さ40kgの釣鐘は沖縄戦で戦闘の指揮を執った海兵隊のロイ・ガイガー少将が戦利品として持ち去ったとされるものです。フロリダに住むガイガー少将の孫から8月に沖縄に返還され、県立博物館・美術館に寄贈されました。

式典に参加した沖縄戦の体験者や小学生が76年ぶりに里帰りした鐘について音色を確かめていました。

安波小学校の児童「安波の公民館にもあるので、同じやつかなと思ったんですけど、音とか響きとかも全然違う。沖縄に戻っていないというのが、最初、なんで盗んだんだろうと思ったんですけど、結果的にきれいに戻ってきてくれたので、うれしく思いました」

返還交渉した『琉米歴史研究会』喜舎場静夫代表「戦争でたくさんの命を失ったし、財産も失ったし、沖縄の文化財も文化も歴史も失ったということ。それをよくわかってほしい」

県立博物館・美術館では釣鐘が製作された時期や戦前の保管場所などを調査することにしています。

文化財返還・世界の動き 2021/2022

2021. 8. 3. 米政府が湾岸戦争以降にイラクで略奪され、違法に持ち込まれた文化財約 1 万 7 千点をイラクに返還。バグダッドで式典開催。(9 月 24 日にはワシントンで 3500 年前の粘土板「ギルガメッシュ叙事詩」をイラク文化相に返還)
10. 27. マクロン仏大統領が、1892 年に仏軍が略奪し、ケ・ブランリ美術館が所蔵していた文化財 26 点のベナンへの返還を発表。
英ケンブリッジ大学ジーザス・カレッジがナイジェリアに 1892 年英軍が略奪した「ベニン・ブロンズ」を返還。英国機関の返還は初めて。
10. 29. 米政府がインドで収監中のインド系米国人美術商が違法に米国に輸入した盗難文化財 250 点(推定価格 17 億円)を NY のインド領事館に返還。
11. 2. 沖縄県立博物館・美術館で 1945 年に沖縄を占領した米海兵隊司令官が持ち去った釣鐘(高さ 66cm、重さ 40kg、同少将の孫が昨年 8 月に返還)公開。
11. 9. 仏英府がベナンに 1892 年に仏軍が略奪略奪した文化財 26 点を返還。パリでマクロン大統領が立ち会い、両国文化相が文書に署名。
11. 16. ギリシャ首相が首脳会談で 19 世紀にアテネのパルテノン神殿から持ち去られ、ロンドンの大英博物館が所蔵する古代ギリシャ彫刻群の返還を英首相に要求。ジョンソン英首相は「合法的に取得」を主張しつつ、「博物館次第」と少し軟化した対応。
11. 20. エチオピア国立博物館が 1868 年に英軍が略奪し、9 月にロンドンで引き渡された文化財を公開。(エチオピア政府は大英博物館にも返還要求中。)
2022. 2. 6. レバノン政府はベイルート国立博物館でイラクから 2003 年米軍侵攻やイスラム国による占領などの混乱の中で略奪された文化財をイラクに返還。
2. 7. メキシコ大統領がスペイン植民地期前のアステカ王国皇帝の羽根飾りが仏で競売にかけられたことを非難し、仏政府を批判。
2. 20. ベナンで 1892 年に仏軍が略奪し、返還された文化財 26 点を展示、タロン大統領が出席して式典開催(ベナンは 2016 年から返還を要求、2017 年西アフリカ訪問時マクロン仏大統領が返還を表明)
2. 21. チリ国立自然史博物館が 1870 年にチリ海軍がイースター島(チリ領)から持ち帰ったモアイ像の返還を発表。28 日に出航、3 月初旬に帰着。(なお、イースター島知事とチリ政府は 2018 年から大英博物館に 1968 年に不法に持ち出されたモアイ像とパタゴニアに約 1 万年前に生息していた絶滅種の哺乳類ミロンの標本について返還を求めている。)
2. 23. 米政府、アフガニスタンからの文化財輸入を禁止、略奪防止のため。
3. 7. 米国政府が 1746 年に仏ブルターニュの海岸付近で沈没した仏フリゲートが積んでいた金の延べ棒、1985 年仏領コルシカ島ラバ湾で見つかった 3 世紀の金貨、パリの地下墓地で見つかった頭蓋骨返還を発表、ワシントンの仏大使公邸で返還品を公表。
3. 26. 仏・モンペリエで行われた競売で 19 世紀に中央アフリカで作られた仮面が約 5 億 6 千万円で落札。会場で複数のガボン人が抗議、今後提訴の予定。

<まとめ=編集部>

図書紹介 『韓国・朝鮮の美を読む』

野間秀樹・白永端 編
クオン刊、2021.3. 3,800 円+税



日韓の作家・詩人・音楽家・美術家・建築家・写真家・教育者・評論家・ライター・演出家・翻訳家ら多彩な 86 人が、自らお気に入りの書を選んで、紹介したブックガイド。帯には「美の万華鏡」と記されていたが、まさに十人十色の韓国・朝鮮文化、歴史、社会への多様な興味と敬意と愛の告白集である。

柳宗悦や司馬遼太郎などの日本の知性がどのように韓国・朝鮮に向き合おうとしたのかについても目配りされている。著者たち自身がどのように韓国・朝鮮に向き合おうとしているのかも、短い文章の中から見えてくる。『韓国・朝鮮の美を読む』(2014)の続編だが、併せて読むと知的空間がさらに広がる。各図書館にもぜひ置いてほしい。(A5 版・341 頁)

ご案内・ご連絡

●「中国文化財返還運動を進める会」への連絡・問合せは、以下へ。⇒info@ichinoselaw.com 〒105-0003 港区西新橋 1-21-5 一ノ瀬法律事務所 ☎03-3501-5558

●【例会について】連絡会議は、コロナ対策のため、一昨年よりすべての会合をリモートで行っています。毎月 1 回程度、Zoom で情報・意見交換を行っています。関心おありの方、ご参加希望の方は、以下へご一報ください。Zoom URL をお知らせします。⇒kultural_property@yahoo.co.jp

●【連絡会議総会のご案内】6 月 12 日(日)19:00~19:30、活動報告・会計報告・予算(案)承認などを予定。Zoom URL は別紙に案内。

●【公開 Zoom 研究会の案内】6 月 12 日(日)19:30~21:00<*上記連絡会議総会の後です>、テーマ:「“瑕疵文化財”について」2-3 頁掲載の五十嵐彰さんの論考についての意見交換、Zoom URL:<https://us02web.zoom.us/j/5982358528> (ミーティング ID: 598 235 8528)。*どなたでもご参加いただけます。「年報 2021」(2-4 頁)、岩波ブックレット『文化財返還問題を考える』(2019)もご参照ください。

●【次号原稿募集】来年度の「年報 2023」(No. 12)の原稿を募集します。締切は 2023 年 4 月 15 日です。ふるってご寄稿ください。

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報」11 号目次

2021-22 概観:新しい言葉を紡ぐ努力と模索を	有光 健	1
「収奪文化財」は、「瑕疵文化財」である	五十嵐 彰	2
靖国神社の清朝・石獅子はいかに「運ばれて」きたか	鄧 捷	4
報告:朝鮮文化財・九州国際ワグショップ 2021	大澤 文護	7
関連資料の紹介と活用に関する覚え書き	陳 大哲	10
台湾から考える、脱植民地化の虚像と実像(2)	俵 寛司	11
短信(内外の関連情報)		13
文化財返還・世界の動き 2021/2022		16